

## タクシーが不足する時間帯と不足車両数 自家用車活用事業における事前確定運賃の係数

(タクシー配車アプリのデータ等に基づき不足車両数の算出を行う地域を除く)

※令和6年11月15日付 奈良県不足車両数修正

不足車両数については、「自家用車活用事業の実施に向けた不足車両数の算出方法と意向調査の実施について」  
(令和6年3月29日付 物流・自動車局旅客課長事務連絡)に基づき、各営業区域内のタクシー車両数(※)の5%としてみなし算出したもの。

【車両数が不足する曜日及び時間帯】 (以下の全営業区域共通)  
金・土 16時台～翌5時台

### 【不足車両数】

府県	営業区域		不足車両数 (各営業区域内の タクシー車両数(※)の5%)	事前確定運賃 係数
大阪	北摂	池田市、箕面市、茨木市、高槻市、摂津市、三島郡及び豊中市・伊丹市のうち大阪国際空港の区域	35	1.24
	河北	枚方市、寝屋川市、交野市、四條畷市及び大東市	39	1.15
	河南	松原市、藤井寺市、柏原市及び羽曳野市	8	1.13
	河南B	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、堺市(ただし、平成17年2月1日に編入された旧南河内郡美原町の区域に限る。)及び南河内郡	6	1.13
	泉州	泉大津市、和泉市、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、泉北郡及び泉南郡	29	1.13
	豊能郡	豊能郡	1	1.13
京都	中部	亀岡市、京都市(ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域に限る。)、南丹市及び船井郡	4	1.13
	中丹	福知山市、舞鶴市及び綾部市	9	1.13
	丹後	宮津市、京丹後市及び与謝郡	2	1.13
兵庫	姫路・西播磨	姫路市、赤穂市、相生市、宍粟市、たつの市、神崎郡、佐用郡、揖保郡及び赤穂郡	39	1.16
	東播磨	加古川市、高砂市、加西市、小野市、三木市、三田市、西脇市、加東市、加古郡及び多可郡	27	1.15
	丹波	丹波篠山市及び丹波市	4	1.13
	但馬	豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡	7	1.13
	淡路島	洲本市、南あわじ市及び淡路市	5	1.13
奈良	奈良市域	奈良市(ただし、平成17年4月1日に編入された旧山辺郡都祁村の区域を除く。)	16	1.15
	生駒	生駒市、大和郡山市及び生駒郡	7	1.13
	西大和	香芝市、葛城市、北葛城郡及び磯城郡	6	1.13
	山の辺	天理市、桜井市、奈良市(ただし、平成17年4月1日に編入された旧山辺郡都祁村の区域に限る。)及び山辺郡	4	1.13
	中部	大和高田市、橿原市及び高市郡	8	1.13
	金剛	御所市及び五條市	3	1.13
	大台	宇陀市、宇陀郡及び吉野郡	3	1.13
滋賀	大津市域	大津市	17	1.15
	湖南	草津市、守山市、栗東市及び野洲市	14	1.13
	中部	近江八幡市、東近江市(ただし、平成17年2月11日に編入された旧愛知郡愛東町及び湖東町の区域を除く。)及び蒲生郡	7	1.13
	湖東	彦根市、東近江市(ただし、平成17年2月11日に編入された旧愛知郡愛東町及び湖東町の区域に限る。)、愛知郡及び犬上郡	6	1.13
	湖西	高島市	2	1.13
	湖北	長浜市及び米原市	8	1.13
	甲賀	甲賀市及び湖南市	4	1.13
和歌山	和歌山市域	和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市、海草郡及び伊都郡かつらぎ町(ただし、平成17年10月1日に編入された旧伊都郡花園村の区域を除く。)	45	1.15
	橋本	橋本市及び伊都郡(九度山町、高野町及びかつらぎ町(ただし、平成17年10月1日に編入された旧伊都郡花園村の区域に限る。))	4	1.13
	中紀	有田市、御坊市、有田郡及び日高郡(由良町、日高町、美浜町、印南町及び日高川町)	6	1.13
	紀南	田辺市、新宮市、日高郡みなべ町、西牟婁郡及び東牟婁郡	13	1.13

(※) 令和6年1月1日時点の事業計画上の配置車両数の合計